

はじめに

就労支援事業報告集2号をお届けいたします。

平成16年度後半期の報告集ということになります。この半年の間に8名のかたがたとかわらせていただきました。この支援事業に縁あってたどりつくまでの路上生活、そしてハローワーク通いなどの求職活動も真冬の厳寒期という季節をはさみ、就労をめざすひとたちにとっては苦労が多かったのではないかと思います。

就労支援事業への入所、冬の札幌での路上生活、想像を越える過酷なものだと思います。まずは一時、心身ともに心からやすらいで欲しいと思うのです。そのうえで依然として厳しい雇用状況のなか、歯を食いしばり気持ちのうえでめげることなく仕事を確保して欲しいと思っています。

この就労支援事業にとりくんでいることに対して「施設の職員のかたがたは大変ですね。」とよくねぎらいの言葉をいただきます。確かにこの事業に直接、間接にかかわるスタッフにとってさまざまな苦労があることは当然のことです。しかし、その苦労はこの制度を足がかりに文字どおり「生活の再構築」をはかろうとするひとたちの苦労や不安に比べるとわずかなものに過ぎないことを肝に銘じなければならないと思っています。

3ヶ月という時間は決して長い時間ではありません。応募、面接、結果不採用を5回、10回、10数回と繰り返し、期限が迫ってくることにどれだけ不安やあせりを抱くでしょうか。

「あきらめ」の気持ちがよぎることも当然のことと思います。

私たちにできることはわずかながらでも決してあきらめることなく「就労」への強い気持ちを失うことのないよう施設ぐるみで励ますことぐらいなのかも知れません。そして、スタッフのみではなく、他の一般利用者のひとたちが彼らに対する日常の自然なさりげない交流こそがより大きな励ましを与えているように思います。

この支援事業も2年目を迎えました。この1年間、札幌市保健福祉局保護指導課、札幌市東区保健福祉部保護課、札幌北ハローワークそして各区の保健福祉部保護課関係の皆様にはなにかと貴重なご指導、ご助言をいただいたおかげと感謝しております。

今後ともおおくの方々からご指導、ご助言をいただければ幸いです。

施設長 青山勝義

目次

はじめに	1
事例 A	4
事例 B	7
事例 C	9
事例 D	10
事例 E	11
事例 F	13
事例 G	15
事例 H	17
管理宿直者から	18
退所者から	19
1年のまとめ	26
統計	30

事例報告

事例A

男性 54歳 T氏

4ヶ月で15件。それが、彼が応募した求人の数である。中には採用となったものもいくつかあり、試用期間として何日か通勤した後、さまざまな理由で辞退するということがあった。最終的には生活保護が切れる3日前に明啓院から何度か依頼したことがある人材派遣会社に頼み、生活保護が切れる2月19日に愛知県へ出発となった。

T氏は10月19日に入所となる。国立大学を卒業後、電気工事関係の会社に27年間勤務していた。本人談では、長年技術の現場で勤務していたが、突然営業に配属が変わり、不慣れで、自分に適性がないと考えていたため、営業の仕事を全うできなかったようだ。技術系の方に再度、異動をしてもらうよう頼んだが、聞き入れてもらえず、自主退職となる。在職中に結婚、2人の子供をもうける。退職後、妻の実家にお世話になり仕事を探すが、結局仕事が決まらず、離婚し当てがなくなり路上生活となる。2年の路上生活を経て、明啓院に入所となった。普通自動車免許や、電気工事士1種、電気工事施工管理技術者の資格をもっていたが、更新できずに失効している。入所後は経験を活かせるマンションや施設の管理人を中心に求職活動を行う。入所2日後にハローワークで登録し、紹介状を取得、書類選考となった。登録の日に紹介状を取得した例は今までになく、本人のやる気が窺えた。その後、1ヶ月の間に5件の紹介状を取得する。そのうち3件が設備関係で2件が住宅リフォームの営業であった。妻の実家に身を寄せている間も営業の仕事

を受けたことがあったが、採用にはならず、面接時に先方から営業に向かないのではと言われたこともあったようだ。しかし、本人は職種も構ってられないということで今回も営業を受けていったようだ。営業で1件採用となり、試用期間として1週間働いてみて結論を出すことになる。

試用期間の間に、T氏の兄が来院する。東区役所から扶養照会の連絡が行き、明啓院に入所していることを知ったようだ。2年ほど連絡が取れず、心配していたとのことだった。本人は稼動中で直接、会うことはなかった。T氏は兄弟からも借金をしているようで、出来れば会いたくない様子であった。T氏には道内に姉が一人と関西に兄が一人いて、入所中に、姉から数回の電話が来ていた。姉が札幌に出てくるときに会いたいということだったが本人は拒否している。兄は何かあればすぐに連絡をほしいとって連絡先を知らせて本人には会わずに帰っていった。

営業の試用期間が終了する。この仕事は歩合が大きく、結果を出さなければすぐ解雇されるかもしれないということだ。T氏は営業の経験がないこともあり3ヶ月や半年と長いスパンで続けていく自信がないということで、辞退した。

その後、年末までに3件の紹介状を取得し、面接となるが、採用にはいたらず。年末にかけてハローワークの求人が減っていき、T氏の年齢と無資格という条件から応募できる求人自体がなくなっていった。そして、12月に誕生日を向かえ55歳になった。

年が明け、最初の2週間程は、求人が全くなく、求職活動できない状況が続いた。1月12日から求職活動を再開し、期限の1月19日までに2件の紹介状を取得し書類選考と面接となる。しかし、就

労とはならず、20日に区役所の保護課で弁明を行う。結果1ヶ月間保護の延長となった。よって求職活動を再開する。その後、4件の求人に応募し、1件が採用になるも、試用期間で辞退することとなる。入所してから応募した求人は設備関係が5件、清掃が4件、営業が3件、工場内作業が2件だった。そして、生活保護が切れる2日前である2月17日の時点で就労が決まっていなかったというので、明啓院から何度か依頼したことのある、人材派遣会社に仕事の紹介を頼むことにする。もともと、T氏は体力に自信がなく、経験のある仕事でないというのもあって、本州への出稼ぎを拒否して明啓院に入所となった経緯もあったが、いよいよ仕事がないため、本人も了承したのである。その派遣会社に依頼すると、その日のうちに仕事が見つかり、1日で準備を済ませ、ちょうど生活保護が切れる2月19日に愛知県へ出発した。

50代の方の就労支援入所は今回が初めてのケースで、この世代の無免許、無資格、経験なしという条件の厳しさを思い知らされた格好となった。T氏は、今まで1つの会社で長年勤めてきて他の職種に就く自信がなかった。就労支援で入所された方で入所するまでに、1つの職場しか経験していないというのも初めてのケースだった。今後、就いた仕事を長く続けていけるかという面では心配ないが、今回のように仕事を変えるという段階では、新しい職種に対しての自信が極端になく、思い切って新しい職種に飛び込めなくなっていた。もちろん年齢も大きな要因だと思う。55歳というのは、一般的には、何か新しいことを始めようとするには少なからず勇気の必要な年齢だと思う。入所を1ヶ月延長しても就労が決まらず期限まで残り1週間を経過したと

き、T氏は「もう、諦めようかな。」という発言をした。受きたい求人があっても、結果が出るのが1週間以上後だと、保護が切れてしまうので、受けても仕方ないというようなことを言った。生活保護は永久的に受けられるものではなく、経済的に自立するか、期限内に就労できなければ、終了するものである。期限は入所の段階から告げられており、入所者はその期間内に就労しなければならないことは理解している。しかし、実際の求職活動は厳しく、すぐ就労となるものではなく、不採用の連続とそれにより、期限が迫ってくることに焦りだけが先行してしまい、出足が鈍ってしまう。結果的にそれが諦めへと変わっていつってしまう。保護課には、T氏について、1ヶ月の入所の延長をしてもらっているし、単純に期間が長ければ就労が決まるかといえば必ずしもそうとはいえない。本人にも目標としての期限はあるべきである。難しい問題ではあるが、本人に求職活動はとても厳しいもので、3ヶ月はあっという間に過ぎてしまうということを経験したから繰り返し伝えていくしかないのかもしれない。

そして、T氏のような人にこそ支援が必要なのだと思う。結局、T氏にとっての希望職種でなかったにしても、就労支援入所以外の緊急一時保護などでは、きっと彼は就労できなかったのではないかと思う。明啓院に入所することにより、衣食住の生活は安定し求職活動に集中できたため、さまざまな会社の書類選考や面接を経て、最終的に出稼ぎでも納得できたのではないか。

退所後に住む場所など、落ち着いたら連絡をするように話していたが、退所後に連絡が来ることはなかった。T氏が退所してから1ヶ月が経過したとき、機会があり、派遣会社に連絡を取っ

たところ、T氏はまだ仕事を続けているということだった。

T氏は院内での生活や他の利用者とのコミュニケーションもとても良好で、食堂の掃除なども積極的に手伝ってくれた。T氏は2年の路上生活で失った自信や、生活感、人とのコミュニケーションといったものを入所中に取り戻していったのではないか。最後の1週間となったときは、また路上に戻っても仕方がないという発言もあったが、結果的には体力的に辛く、経験のない、今まで選ぶことができなかった出稼ぎを選択できたというのは明啓院での4ヶ月間があったからだと思いたい。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

事例B

男性 51歳 T氏

T氏が、就労支援で入所してきたのは、12月上旬のことである。札幌は、まさにこれからが冬本番であり、まもなく年末・年始を迎えるという時期である。T氏へは、入所時の面接において、年末年始をはさむため、実質的に就職活動を行える期間は3ヶ月間ではないことを伝える。T氏は「経験のある警備業や倉庫業を希望するが、あまり職種や仕事の内容で選り好みせず、1日でも早く仕事を決め、3ヶ月を待たずして自立したい」という意向を私たちに伝えてくれた。受け答えは、とてもはっきりしており、礼儀正しいという印象を受ける。条件は厳しいが、比較的早い時期に就職口は見つかるのではないだろうかと感じた。

T氏は、本州のレコード販売店で10年、札幌市内倉庫業で12年など、いくつかの長期勤続も経験してきた。その後、本州でスーパーや警備関係のアルバイトを行ってきたが、約1年前に来札し求職する。しかし、仕事が見つからず資金が底をつき、住む場所(アパート)を失い、約9ヶ月前にホームレスの状態になったとのことであった。

年齢は51歳であり、免許・資格は一切無し。これだけで、就労の条件がかなり厳しいことは明白である。しかし、先にも触れたように、T氏は「あまり職種や仕事の内容で選り好みせず、早々に就職を決めたい」と言っており、こちらから給料や勤務時間など、ある程度の労働条件は考慮したほうが良いと助言したほどである。

このことで、こだわり無く求職していくことと併せて意欲も感じたため、これであれば何とかなるだろうとの楽観的推測が、先にあった「早い時期に就職が決まるだろう」と感じた理由である。

入所してから、ちょうど1週間が経過した日に一つ目の紹介状をハローワークより取得してきた。警備業の求人であった。翌日面接をうけ、1週間以内に採否の連絡がくるとのこと。面接では、ほぼ内定に近いものであったらしいが、業務内容にビル警備も含まれるということで、消費者金融等の負債がある者は採用できないということ言われてきたらしい。T氏は、消費者金融等からの借金を抱えており、後日不採用の連絡があった。

年も明け1月中旬頃、入所してから既にひと月半ほどが経過していた。この間、ハローワークに通ったり、中高年齢者向けの合同企業選考会に出席したりしてはいるのだが、面接を受けたのは、前述の警備業1件のみ。年末年始を挟んだとはいえ、このままのペースで行くと、就職を決めるのはかなり難しいと感じ、T氏と面談をした。面談では、約1ヶ月半という期間の中で、なぜ面接を1件しか受けることができなかったのか、そのことをきちんと確認し、それをこれからの就職活動に反映させていこうということで行った。T氏の答えは、長く続けていけそうな仕事を探していて、そういう仕事で条件に合うもの(年齢・資格)がなかなか無いということであり、特に雇用の身分は、正社員をメインに探していたためとのことであった。そしてT氏は、今月中には就職を決めたいこと、今後はもう少し、雇用の身分も幅を広げて探してみるということを行っていた。今までにも感じたことがあったのだが、T氏には、こちらが心配することに対して、希望

通りのことを答えようとしているのか、どこか根拠の無い自信とも受け取れるような発言をすることがあった。T氏へは、あせって仕事を決めてしまい後悔することのないよう話もした。

その後、月内に2箇所の面接を受ける。1件目はハローワークでの求人から、再び警備業の仕事で、面接3日後に不採用の通知が来る。そして2件目はアルバイト情報誌の求人から、倉庫業の会社の面接を受ける。面接の場で採用が決定した。仕事の内容は物流で製品の仕分け、勤務時間は11:00～20:00まで、賃金は時間給である。3日後から稼働開始となった。先日のT氏の話が本当になったのである。

賃金は、単身生活とはいえ決して十分な額ではない。T氏の言う「長く続けていけそうな仕事」ではないのでは？という懸念があった。就労を開始して1週間が経過したころ、施設を退所しアパートで生活しながら、この仕事を続けていけそうかたずねてみた。T氏は「やっていくしかないでしょう」と笑顔で答えた。T氏は既に稼働を開始していたため、休みの日にあわせ、アパートの物件紹介を受けたり、準備品の買い物をしたりし、入所してから80日目で退所となった。

T氏の就職活動は、積極的であったとは言いがたい面があった。だが、たった3件の面接で就職できたのは、当初T氏が言っていたとおり「こだわらずに」「短期間で」就職を決めようとしたことが良かったのかもしれない。しかし、言葉で言っても最終的にその結論にたどり着くことは、勇気のいることだったのではないかと思う。その決断の結果が、笑顔の「やっていくしかないでしょう」という言葉だったのではないだろうか。

<生活相談員 深谷正史>

事例C

男性 55歳 T氏

年齢は最年長の55歳、入所期間は最短の7日間。これがT氏である。出身は札幌で、高校卒業後に日本各地で料理人の修行を行い、その間に調理師と栄養士の資格を取得している。昭和56年から自営で居酒屋を経営し、平成16年6月に業績悪化のため店を閉め、アパートも出てホームレスとなる。明啓院に入所する以前に区役所へ相談に行ったとき、出稼ぎの派遣会社を紹介され、会社へ面接に行ったが、年齢と経験がないことを理由に断られていたようだ。しかし、その会社に何回か連絡を取り仕事を探し続けていたようである。会社の方もずっと探し続けてくれたが見つからなかったようだ。そしてその会社で就労支援入所事業の話をもっと聞いてみたようである。

1月20日に入所となった。入所した翌日にハローワークに登録し、調理関係の仕事を探し始める。その日のうちに紹介状を取得し、履歴書も郵送した。そして、早く、入所以前に通っていた派遣会社に行って、この事業を紹介してもらったお礼を直接言いたいといっていた。しかし、なかなか時間が取れず4日が経過した1月24日にその派遣会社から明啓院に電話が入る。T氏が入所したかどうかという確認と、ずっと仕事を探し続けてくれていたようで、T氏ができる仕事が見つかったということの連絡だった。仕事の内容は愛知県での警備ということだ。もし、この仕事を受けるのであれば、2日後に出発となる。T氏は、調理関係で履歴書を郵送したばかりということ、思いの外ハローワークで、自分が応募できる求人があったということもあり、もしかしたら、経験を活かした仕事に就けるかもし

れないという気持ちと、今、断ったら次にいつ採用となるかわからない、もしこれを逃したらもう採用という返事は聞けないかもしれないという不安で葛藤していた。電話を受けてから1日悩んだ結果、愛知県に行くことを決心する。区役所保護課に就職支度費を準備していただき、予定通り1月26日の午前中に出発となる。

住居に関しては会社で寮を用意してくれているらしく、向こうについてから詳しいことが決まるということである。また、仕事が続くようであれば、警備以外の仕事で、寮内での食事を作る仕事も考えてくれるということだった。T氏には、仕事と住所が落ち着いたら連絡してもらおう頼む。

T氏が退所して数日後履歴書を郵送していた会社から不採用の通知が届いた。もし、T氏がこの会社に期待し、愛知へ行くことを断っていたら、もしかしたら、今回のようなことの連続となっていたかもしれない。そして期限が過ぎても、仕事が決まらず、最悪はそのまま退所ということも考えられる。T氏は正しい決断をしたといえるのかもしれない。

T氏が退所して2週間程経過したある日、T氏から電話があった、それは決まった住所と仕事が決まったことを知らせる電話だった。出稼ぎに行った人から連絡がきたのは彼だけである。T氏は年齢的にこれから後、何十年も仕事を続けられる歳ではない。もし、今回の仕事を辞めても、次の仕事が見つかる可能性は大きいとは言えない。派遣会社の人、この年齢と経験がない状態で仕事が見つかったのはすごい偶然が重なった結果だといっていた。本人も今までの求職活動を省みてそれを感じたから、この仕事をやろうと決心したのかもしれない。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

事例D

男性 51歳 T氏

道内の地方で生まれ、札幌市内の高校を卒業し、同市内の大学に入学するも中退。その後、新聞社に入社し、退社後（S51）身内を頼り豊平区内の建設会社で働く（4年ほど）。以降、アルバイトで生計を立てる。

平成13年2月よりホームレス状態となり、5月に蜂窩織炎のためT病院に入院し生保開始となる。入院中に右腎臓がんが見つかり右腎全摘出する。又左腎臓にもものう胞がみられる。他にめまいの治療も受けていた。平成16年6月1日退院し保護廃止となるが稼働せずアパートを引き払いホームレス状態となる。

平成17年1月18日就労目的の為、当施設に入所。入所時の面接時に平成16年夏に建設関係のアルバイトをしたとき、両下肢浮腫となり排尿困難になったと話がある。投薬も半年ほど受けていないという話なので、求職活動をする前に以前治療を受けていたT病院を受診し、現在の健康状態を把握し就労できるかどうか判断するように話をする。その後1月28日までにT病院の各課を受診し、稼働に関しては問題はないと結果が出る。

施設内での生活は、協調性があり率先して掃除などに参加し好感が持てた。また、同じ就労支援事業入所者にも信頼されている様子であった。

2月からは積極的に職安に通い、紹介状を取得していた。主に新聞社関係を希望し履歴書を送っていた。2月下旬には、とある新聞社にて面接があり、就労に向けて話を進めていく形がとれるようになった。これ以降の就職活動はこの新聞社を中心に進めていくことになる。

2度、3度と面接を重ねていく中でT氏本人は、新聞社で働けるかもしれないということについてとても嬉しそうに報告をしてくれた。ただ採用条件、特に給与面で不安があるとも話をしてくれた。それは、職種が新聞広告の営業での採用ということなのだが、完全歩合制であり基本給はないという条件であった。この話を聞き、収入面で安定しないことで将来的にまたもとの生活に戻ってしまうのではないかと考え、T氏本人とも話し合ったのだが、再度面接があるので給与面について何かしらの保障をしてもらうように交渉すると言っていて、やはり新聞社で働くことについて前向きであった。その後の面接の結果、完全歩合ということで条件の改善は見られなかったが、T氏はこの仕事につくことを決心し採用となった。4月1日より営業企画として稼働開始となる。

稼働開始後、住居は自分で探してきて、4月10日に退所となる。T氏については自分の意見、意思をはっきりと持っていて行動力も伴っていた。ほとんど就労については問題もなく決定していった。ただ、採用条件として完全歩合という基本給のない状態で安定した生活が送れるのか不安が残った。

退所後、一月が経ち母の日にT氏が来院した。T氏は施設内の各部署にカーネーションを届けてくれ、退所後の報告と就労支援での体験を綴った手紙を持ってきてくれた。話の中でホームレス状態のとき、とても孤独であったこと、施設で生活をして担当職員や他の職員と話をし、どれだけ心が癒されたか、また利用者にどれだけ勇気付けられたか、何気ない一言に励まされ、暖かい気持ちになったことを穏やかな表情で話してくれたのが印象的であった。

<生活相談員 金子諭>

事例E

S氏 男性・23歳

2月24日に入所となる。180cmはあろうかという身長とガッチリとした体格、しかも23歳という若さである。その姿だけ見るとなぜ仕事がないのかという印象を持った。経歴を聞くと、中学校を卒業してから土木会社、製鋼会社に勤め、一度、路上生活となった後、本州の自動車部品工場で勤務している。そして、再度路上生活となった後に、明啓院に入所となった。入所後は工場への人材派遣や出稼ぎを希望する。年齢が若く体力的にも不安はないのでいろいろな選択肢があることが考えられる。そういった話を何回もするが、本人は一つの仕事を長く続ける自信がないと言う。そしてやったことのない仕事に対する不安があり、派遣や出稼ぎの方が給与や寮など、条件も良いということで、あくまで出稼ぎを中心に考えていた。

また、普通に求職活動を行っても、不景気のためいつまで経っても仕事は決まらなと決めつけていた。もしかしたら、今までそういったかたちで求職活動を行っていたが就労に至らず路上生活となったのかもしれない。

ハローワークで何回か出稼ぎの紹介状を取得するが、渡航費を会社で負担してくれるかどうか問題となっていた。一度それが原因で辞退した後に会社から電話がきて多少の条件の譲歩を提案してくれても、今度は、「仕事をしたら時には遊びたい、お金の遊ぶ余裕がないから出来ない。」などと言って断っていた。明啓院ではほんの少しではあるが、1週間に一度、援護

金という名目で小遣いのようなものを支給している。ただ施設のなかで生活をし、求職活動を行うだけなら1円も使わなくても済むお金なのだが、その使い方もあまり建設的とは言えなかったようだ。入所の際に、自由に使えるお金ですが、必ず転居や退所・自立の際に何かとお金が掛かるので蓄えておいた方が良いでしょう、という話をしているが、S氏は毎週お金を受け取るとすぐに買い物に出かけ、使い切っていたようだ。

そうして、ハローワークで求人票を眺めながら、条件が合わずなかなか紹介状取得にいたらない日が続いていた。そうした求職活動を続けていたら、3月14日に入所以前に面接を受けていた派遣会社から電話が来る。本州の方で仕事があるがやらないかという内容だった。自動車部品工場でのラインの仕事である。本人は自動車工場のラインは経験があり、どんな仕事なのかわかっているのでやってみたいということだった。また、この会社は渡航費を会社側で負担してくれるということだった。3月17日再度電話が来て、3月22日に出発することが決まった。3月18日に就職支度費を受給し、3月22日のAM9:30に明啓院を出発し、退所となる。

S氏は年齢的に若く、出稼ぎでなくても出来る仕事がありそうだったが、本人の強い希望から、出稼ぎでの就労となった。就労支援では、3名の入所者を出稼ぎで送り出している。今までの事例では45歳以上という不利な状況で求職活動を行ってきた結果の出稼ぎであった。他に選択肢はなかったのである。退所するとき、辛かったら1ヶ月でやめれば良いというような気持ちでは行っていないと思う。実際に稼働してみてもわからないが……。しかし、今回のS氏は稼働する前から仕事が大変ならばまた辞めれば良いと

思っている節が見受けられた。若いうちはそれでも良いかもしれないが、年が経つにつれてそうはいかなくなってくる。出来ることであれば若いうちに長期を見越せる安定した仕事について欲しい。こちらから様々な助言をしたし、S氏も全く聞く耳を持たないわけではなかった。さらに、本人もずっとこの仕事をやっていこうと考えている訳ではないと話していた。しかし、目の前に採用という事実があった場合、次にいつその言葉を聞くことができるかわからなく、支援者がそれを無視しろとは言えない。本人が希望するのであれば快く送り出すべきであると考え。そして今回はそれが出稼ぎだったのである。

結局S氏はその仕事をするために、3月22日に明啓院を旅立った。向こうに着いたら連絡するように話したが1ヶ月以上経過しても連絡はない。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

事例F

I氏 男性・34歳

I氏は札幌で出生、中学校を卒業後、製材会社に勤めるが2年で辞め、技術高等専門学校に入学、卒業している。それから建設会社で7年稼働し、貿易会社で7年、警備の仕事を1年やっている。その後、白石区で生活保護を受給し、千葉県で稼働するも、1日で辞め、東京都でも生活保護を受給し、その後、都内で路上生活となる。本人はホームレス仲間からお金を借りて、札幌に帰ってきたと言っている。札幌で数十日の路上生活を経て入所となる。東京都での路上生活を合わせて、半年間程の路上生活だった。

2月24日入所となる。

入所時、I氏は本州への出稼ぎを希望していると言いつつ、早期の就労に期待が出来た。出稼ぎで就労する場合、生活保護の制度では本州への渡航費を扶助してもらえないので、会社が負担してくれるか、一時的でも立て替えてくれないと、金銭的に就労は厳しい状況となっている。I氏の場合も、入所後最初にハローワークに行った際、すぐに紹介状を取得したが、渡航費が自己負担ということで断念した。その後も、紹介状を取得しては渡航費が自己負担だったり、仕事に保証人が必要だったりということで、結局就労に至らなかった。

I氏がハローワークに行くのは施設の相談員が送り迎えをするときのみで、自分から行くことはなかった。情報誌を中心に求職活動を行って

いた。

年齢が若く、出稼ぎでない、もっと安定した就労も可能だと思いつつ、そういった助言をするが、本人は強く出稼ぎを希望していた。I氏は食堂の掃除当番をお願いすると、嫌がらず手伝ってくれた。掃除をしているときは他の利用者と協力するというよりは自分の仕事を黙々とこなしている様子だった。I氏は、与えられた仕事を単純に黙々とこなしていく工場でのライン作業が自分に一番合っていると思っていたのかもしれない。しかし、そんな工場作業でも3交代の仕事などは過酷なため嫌で、楽なものが良いと言っていた。入所時は同じ日に入所となった、23歳のS氏と同室となり、生活も全く問題なく、経過していた。

同室のS氏が先に就労退所し、その後入所してきた50歳のN氏と同室となってから少しずつ状況が変わっていったようだ。4月11日まで本人から話があることはなかったが、その日、同室のN氏と掃除当番の仕方で多少もめたらしく、相談員が間に入って話を聞いた。I氏から話を聞くと、それ以前はトラブルがあったわけではないが、ストレスを溜め込んでいたようだった。そこに今回の一件で、溜まっていたものが噴出したようである。最初は居室を変えてほしいと言われたが、話をしていくと訴えが変わり、退所させてほしいという話になった。それはずっと考えていたことのようなようだった。よく話を聞くと、施設においては時間に制約があり、求職活動がはかどらないということだ。明啓院を出て時間を気にせず、1日に派遣会社など飛び込みで何軒も回った方が、すぐ決まるような気がするということだ。また、生活についても、親戚などで全く行く当てがないわけではないと言っていた。1日考えて

結果が変わらなければ退所ということにし、翌4月12日の午前にも再度、意思確認を行い退所となった。退所の日もI氏は掃除当番を手伝ってくれていた。知り合いが白石区にいてひとまずそこへ行くと言ったので、相談員が地下鉄白石駅まで送ることにした。送っている車中で、施設に対する不満が何かあったかと聞いた。すると、もっと生活に関しての不満を聞く機会を持って欲しかったといっていた。あと、入所できる期限が迫ってくると、掃除などをすることで、時間的にも拘束されるし、精神的にもこんなことしている暇はないといったような焦りを感じてしまうので、状況によって考えて欲しいと言っていた。ずっと考えている問題として、就労支援入所者の日課というものがある。中には入所してからの、活動が活発でないという人も見られ、こちらで1日、1週間の流れを考えるべきかということを考えていた。しかし、就労支援はあくまで本人の自主性を支援し、自分の意思でやりやすいように活動してもらおうということを念頭に置いている。今回の話は、日課を作ることのリスクを改めて認識させるものであった。

以前にも、無断外出のまま帰らず、退所となった事例はあったが、施設側と話し合っただけで就労が決まらずに退所となったのは、I氏が初めてであった。話し合いのなかで、明啓院側は、I氏にもう少し頑張ってみないかという話をしたが、本人はどうしても退所させてくれという話だったので本人の意思を尊重して退所となった。

その数日後、I氏に就労支援入所を勧めたボランティアの方から電話が来て、そこのボランティアの炊き出しに参加していたということだ。退所してから3週間程が経過した後、再度ボランティアから電話があった。もう一度、明啓院に入所

して求職活動を行いたいということであったが、それは施設が独断で決められることではないので、実施機関と相談してくださいと話をした。その後、保護指導課とNPO、ボランティアが共催する炊き出し相談会に参加し、生活保護の再申請を行うこととし、緊急一時保護となったようだ。今後はアパートで求職活動を行っていくということだ。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

事例E

K氏 男性・36歳

K氏が今までに経験してきた仕事は、配管メンテナンス、空調製作・設置、運送、自動車工場のライン作業などである。一番長く続いた仕事で6年間だったが、ほとんどの仕事が1年未満で終了している。時折アルバイトをしたりして、合計で2年程の路上生活であった。両親とはすでに死別しており、市内にいる兄とは時々連絡をとっているようである。

1月26日に入所となる。入所時は、常にうつむき加減で目を合わせず、返事も曖昧で、この状態で就職の面接などできる状態ではないという印象だった。しかし、この年齢と普通自動車免許を持っていたため、職種を選び好まなければ仕事は見つかるだろうと考えていた。後々話を聞くと、ずっとボランティアの方に生活保護を受けないかと言われていたらしい。それを断り続けていたが、今回、そろそろ受けてみようかなということで、入所となったようだ。その様な話を聞き、本人のやる気の面で若干の不安を感じた。入所後の実際の求職活動は、案の定、2月に2件、3月に1件、4月に1件という、活発とは言えない内容だった。最初は運送の仕事を希望していると言っていたが、ハローワークから持ってくる紹介状は、工場作業のみだった。中には登録型派遣のものもあり、登録だけして仕事の連絡を待つという状態も数週間続いた。

本人の話を聞いていても、どこか他人事といった感じがあり、追い詰められているという感じがしなかった。これは前回の事例報告集でも書

いた、路上生活を経験してきている人はダメならまた路上でなんとかするという考えがあったのかもしれない。3月が終わっても就労が決まらず、決まらなかったら仕方がないということを何回も言っていた。なんでもいから面接を受け、採用となったらそこで働くというやり方をすると、その後、仕事がどれだけ続くかという不安が付きまとうことになる。自分で3ヶ月も続けることができないと判断できる仕事に就くことは避け、長く続けると判断できる仕事を選んで応募し、採用となれば、稼働するというのが理想である。入所の期限が残り1ヶ月を切ったとき、明啓院がどういった支援をしていくかというのは悩むところではあるが、明啓院側があれを受けろ、これを受けろというような指導はできない。一言で努力といっても、人によって出来る範囲も変わってくる。

K氏は最初、就労支援入所を希望せず、緊急一時保護で居宅を構えてからの求職活動を考えていたという。しかし、結果として就労支援入所となってしまったようだ。しかし、それでも途中で退所という選択肢を選ばず入所中に就労し、自立を目指すということで、本人なりの努力していた。常に相部屋の状態で一人になれるときがないということで、毎週日曜日は外出していたが、それ以外では掃除当番も手伝ってくれていた。生活状況は問題なく、同室のT氏についても全く不満がなく仲良くやっているようだった。4月7日に倉庫内仕分け作業の面接を受ける。そして採用となった。4月11日より稼働開始となる。就業場所は清田区で、明啓院から通勤すると、1時間半かかり、朝8時に出勤するために、明啓院を6時20分に出発していた。

稼働を開始してから数日経過した後、本人に